



農業
未経験
-

見学
体験
-

研修
支援制度
-

就農資金
制度
-

住宅情報
提供
-

住宅費用
支援
あり

求人情報
紹介
-

◆ 就農受入れ支援内容

事業主体	釜石市
対象者・支援内容	<p>1 定住奨励金(住宅を賃借する方向け)</p> <p>(1) 対象者 釜石市に転入し、事業者には雇用され、市内に住宅を賃借して定住する方</p> <p>(2) 支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人世帯: 12万円×2年(計24万円) ・ 1人世帯(34歳以下の女性): 24万円×2年(計48万円) ・ 2人以上世帯(30歳以下2人以上): 24万円×2年(計48万円) を交付します。 <p>2 定住者住宅取得補助金(住宅を取得する方向け)</p> <p>(1) 対象者 釜石市に転入し、事業者には雇用され、市内に住宅を取得して定住する方</p> <p>(2) 支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生以下の子どもと同居する世帯: 住宅の取得費用の1/2以下の額(最大100万円まで) ・ 上記以外の世帯: 住宅の取得費用の1/2以下の額(最大50万円まで) を補助します。 <p>3 定住促進住宅</p> <p>(1) 対象者 釜石市に転入予定の世帯で、転入前の直近3年間、他市町村に居住していた世帯</p> <p>(2) 支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃 35,000円、駐車場 3,000円 ※新婚世帯とUターン世帯には、3年間10,000円の減免があります。
問合せ先	〒026-8686 釜石市只越町3丁目9番13号 釜石市 産業振興部 農林課 TEL 0193-27-8426 FAX 0193-22-9005 ※ 1、2、3の制度に関する問い合わせは、市総合政策課定住促進室へ 釜石市 総務企画部 総合政策課 定住促進室 TEL 0193-27-8413

◆ 管内の農業事情等

農業振興方針	当市は典型的な中山間地域であり、狭小な農地が多く農地集積が難しい地域であることから、農家の標準的な農業形態は土地利用型作物ではなく、水稲と沿岸の温暖な気候を生かした園芸品目を中心とした複合経営である。 園芸品目については、地域特有の「甲子柿(燻煙脱渋した柿)」等の特色ある農産物の産地化が進められているほか、市内の産地直売所やスーパーのインショップ向けの少量多品目の作付体系が定着している。また、最近では地元食品メーカーなどの実需者からの要望に基づいた農産物の生産も増加してきている。農業者、農業団体、行政が一体となり、中山間地域における収益性の高い農業経営モデルの確立と特色ある農産物の生産による地域農業の振興を図っています。
重点推進作物	野菜(ピーマン、トマト、キュウリ、カボチャ、菊芋)、果樹(ウメ、甲子柿)
主な学校等教育施設	認定こども園 5園、幼稚園 1園、保育所 5園、小規模保育事業所 3ヶ所 市立小学校 9校、市立中学校 5校、高等学校 2校、図書館、公民館、スポーツ施設
主な医療機関	県立釜石病院、一般診療所、歯科診療所